所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に係る	予定納税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額を
所得税法第百四条第一項	第百四条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）
所得税法第百十一条第一項	第百十一条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項及び次項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される前条第一号
所得税法第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定	同号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第百七条第一項各号（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に	

第四十一条の三の九第四項	規定により	
第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九第三項第一号	所得税の額	、法人税

所得税法第百七条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）及び特別措置法第十六条第一項の規定	所得税法第百四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき	所得税法第百七条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号	第百十三条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
所得税法第百十三条第一項	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号
第百十四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき	第百十四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定
第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）	第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）
所得税法第百十一条第二項第一号	第百十四条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の規定

に改め、同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法